

答弁書第一八五号

内閣参質一八〇第一八五号

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員田村智子君提出後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員田村智子君提出後発医薬品の利用促進のための環境整備に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの通知で示した見解について変更はない。

二及び三について

国民健康保険団体連合会も含めた審査支払機関における診療報酬請求の審査については、一律に査定を行うべきものではなく、個別の症例に応じて、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）等に基づき行われるべきものであり、お尋ねの通知はこうした審査の原則を踏まえた見解を示したものである。したがって、お尋ねの通知で示した見解を保険医療機関、保険薬局、審査支払機関、保険者又は地方厚生局に個別に周知することは考えていない。

